

# 狭山市議会デジタル機器運用基準

令和6年12月20日議長決裁

狭山市議会デジタル化推進方針に基づき、狭山市議会のデジタル化を推進するにあたり、デジタル機器の運用基準を以下のとおり定める。

## 1 適用期間

- ・令和7年1月～

## 2 適用する会議

- ・本会議、委員会、委員会協議会、全員協議会、会派代表者会議等、狭山市議会が開催するすべての会議（以下「会議等」という。）

## 3 対象

- ・会議等に参加する議員及び職員

## 4 ペーパーレス化する資料

- ・議案関連→全ての資料

ただし、予算決算関係資料は、紙資料（冊子等）で配付する  
予算決算関係資料以外の議案関係資料についても、希望する会派、議員には紙資料で配付する  
紙資料が不要な会派、議員は予めこれを断ることができる

- ・本会議→会期日程、諸報告、一般質問通告、その他議場配付資料
  - ・委員会・委員会協議会等→会議次第、各種資料
- ※回収を必要とする資料は紙で配付する

## 5 持ち込み可能な端末等

- ・ノートパソコン、タブレット端末等の全てのデジタル機器（インターネットに接続の有無は問わない）
- ・モバイルバッテリーやポータブルバッテリー、スタイラスペン等の周辺機器

## 6 利用可能範囲

- ・電子データ共有システム、議会グループウェア、職員グループウェア等のツールを使った議案や議会資料の閲覧
- ・議事録検索
- ・議事に関わるWEBサイトの閲覧及びインターネット検索
- ・議員と会議等に出席している議員との通信（議会関連のみ）
- ・執行部と会議等に出席している執行部との通信（議会関連のみ）

- ・ 執行部と会議等に出席していない執行部との通信（議会関連のみ）
- ・ デジタル機器の使用に伴う周辺機器の使用

#### 7 禁止項目

- ・ 議員と会議等出席者以外との通信
- ・ 音声通話、録音、録画、撮影及び二次利用
- ・ 情報機器からの意図的な電子音等の鳴動